

国民年金加入の皆さんへ 年金住宅融資のご案内

年金福祉事業団(厚生年金保険 備のための資金を融資していま 国民年金の加入者や年金受 ず。例えば、被保険者住宅資金 給者の福祉向上のために、福祉 融資や年金担保資金融資などで 施設を設けたり運営する政府関 係機関)では、施設の設定や整 備。この融資制度の特色は、厚生 年金保険、国民年金の加入者で ある皆さんが納めた保険料の積 立金の一部を皆さんに融資して いることです。この融資制度の 中で、国民年金の加入者を対象

住宅の基準

区分	種類	居住面積	容
一般住宅	新築	70㎡以上 125㎡以下	◆基本条件を満たしている住宅。 (注意)
	新築購入 [マンション 建売等]	70㎡以上 125㎡以下 40㎡以下 125㎡以上	◆借入申込日前2年以内に新築されたもの、又はこれから新築するもの。 ◆人が住んだことがないもの。 ◆一戸建は敷地面積(私道部分を除く)が100㎡以上あること。 ◆共同住宅(マンション等)は耐火構造もしくは簡易耐火構造のもの。
	既存(中古) 住宅購入	70㎡以上 125㎡以下 40㎡以上 125㎡以下	◆耐火構造は建築後の経過年数が15年以内のもの。 ◆木造・簡易耐火構造は建築後の経過年数が10年以内で店舗等を併用していないこと。 ◆一戸建は敷地面積(私道部分を除く)が100㎡以上あること。
	住宅改良 (増改築・修繕等)	住宅改良後 40㎡以上	◆修繕等上事は借入申込時に工事代金が決済されていないこと。
大型住宅A	新築	125㎡超	一般住宅と同じ
	新築購入(マンシ ョン・建売等) 既存(中古) 住宅購入	155㎡以下	
大型住宅B	新築	155㎡超	一般住宅と同じ
	新築購入(マンシ ョン・建売等) 既存(中古) 住宅購入	220㎡以上	
通勤用住宅	新築 新築購入	40㎡以上 220㎡以下	◆耐火構造または簡易耐火構造のもので、3階建以上の共同住宅であること。 ◆首都圏、近畿圏、中部圏に居住している方が対象となります。 ◆その他の要件は一般住宅と同じです。

(注) 基本条件
 ① 申込者本人が所有し、居住する住宅であること。
 ② 借入申込日に所有権の保存・移転登記(住宅改良の場合は表示変更登記)が完了していないもの。
 ③ 建築基準法等に適合し、検査済証の交付が受けられるもの。
 ④ 2室以上の居室と台所・浴室・便所があること。

一般貸付金

加入期間	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
借入限度額	200万円	250万円	280万円	340万円
新築・新築購入 耐火構造の中古住宅 購入、住宅改良	200万円	250万円	280万円	340万円
木造等中古住宅購入 (耐火構造以外)	140万円	170万円	190万円	230万円
通勤用住宅	190万円	240万円	270万円	330万円

とされている(被保険者住宅資金 融資)についてご案内します。
 利用できるのは……
 ●現在、国民年金の被保険者であること(第一号被保険者、厚生年金保険の被保険者、及び各種共済組合の組合員は除かれます。)
 ●国民年金の納付済期間(免除期間は除かれます)と厚生年金保険の被保険者期間(旧船員保険の期間も含みます)が合わせて三年以上あること。
 ●借入申込の前月までの連続二十四ヶ月間に保険料の未納がないこと(この場合、免除は未納としません)。
 ●収入月額が一定額以上であること。
 ●対象となる住宅は……

●別表「住宅の基準」をご確認ください。
 ●融資金額は……
 ●加入期間の年数による借入金(融資)限度額は別表「一般貸付金」をご覧ください。
 ●六十才以上の方との同居、障害のある方との同居、または二世帯住宅の場合(七十万円、百五十万円)の割増があります。
 ●利用の条件は……
 ●(利率)住宅の区分により四・九%・五・四%(金融情勢によって変更することがあります)。
 ●(返済期間)新築：十年・三
 不幸にして年金を受けている方が亡くなったときは、役場の戸籍係への死亡届とともに、国民年金係へも受給権者死亡届を提出してください。
 この届が遅れたり忘れられたりすると、死亡が判らないため、年金が支払われてしまい、後で遺族の方からお返しいただくことになり、わずらわしい手続きが必要になります。
 年金を受けておられた方への未払いの年金(未支給年金)がある場合には、その方と生計を同じくしていた遺族の方に未支給年金が支給されますので、「受給権者死亡届」と「未支給年金請求書」を同時に提出してください。
 なお、請求の順位があり、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順です。
 いずれの場合でも、速やかに提出することが基本ですので、必ず国民年金係においでください。
 必要添付書類として、死亡者の除かれた住民票の写し一通及び配偶者、または請求順位となる子供の住民票の写し一通、印鑑を持参ください。

年金受給者が亡くなったら 速やかに届出を

十五年、中古：十年、二十年、改良：五年、十五年
 ●(返済方法)元金均等返済、または元利均等返済のいずれかを選択できます。
 ●(担保)被保険者が取得する住宅、および土地(その他)住宅金融公庫の融資を利用することになっています。
 ●申込方法などは……
 ●(受付の時期)一般住宅は年四回(四月・八月・十一月・一月頃)が予定されており、大型住宅などは常時受付です。
 ●(申込)問い合わせ先は住宅金融公庫、または同公庫業務取扱金融機関

世帯更正資金

「修学資金」貸付けのお知らせ

新潟県社会福祉協議会では、貸付対象世帯の世帯収入に制限があります。世帯の収入に制限があります。(例)四人家族の場合、月収償還期間も10年以内です。卒業後無償で償還していただきます。今春、高校・大学等へ進学されるお子様をお持ちの皆様、世帯更正資金を活用されま

学校種別等	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
高等学校	国立 公立	月10,000円以内	卒業後 6月以内	10年以内 無利子
	私立	月22,000円以内	卒業後 6月以内	
大学	国立 公立	月26,000円以内	卒業後 6月以内	10年以内 無利子
	私立	月35,000円以内	卒業後 6月以内	

他に短期大学・高等専門学校及び就学支度費あり

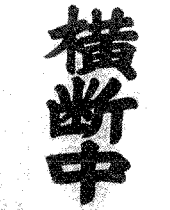
新潟県司法書士会より

無料登記相談

新潟県司法書士会では、今年度も二月一ヶ月間を「相続登記はお済みですか月間」として無料相談を実施しております。親がなくなり、土地や家屋などを相続しても登記はつい忘れがちです。相続登記はいつまでにしなければならぬとの定めはありますが、しかし、時間が経過しますと、相続人が死亡したりして相続関係が増えたり、また書類の取り揃えやその他で複雑になりがちです。相続登記は早目であることをお勧めいたします。
 二月一日から二十八日までの一ヶ月間、最寄りの司法書士事務所へ相続に関する無料相談をおこなっています。お気軽にご相談ください。
 また、相談専用電話〇二五二二四一六三三番でも土曜、日曜を除き午後一時から四時まで無料相談をおこなっています。詳しくは、新潟県司法書士会(〇二五二二八一一五八九)へ

交通安全のための

小須戸町農協より 「指導旗」を寄贈して いただきました。



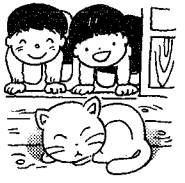
小須戸町農業協同組合(組合長五十田清一氏)より指導旗の寄贈がありました。これは、春、秋の全国交通安全運動期間中、毎朝街頭指導に立ってくださる皆さんから使ってもらい、歩行者の安全と正しい横断歩道の渡り方を指導していただくための旗です。

ご存知ですか?! 児童手当について

「児童手当」義務教育就学前の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育している方で、収入が一定の額未満の場合に、二番目の児童から支給されます。「特別児童扶養手当」二十歳未満の重度または中度の心身障害児を監護している父(母)が死亡した児童

ただし、措置決定による施設入所または公的年金を受給している場合は支給されません。「児童扶養手当」次のいずれかに該当する十八歳未満の児童を監護する母または、母のかわりにその児童を養育している人に支給されます。(イ)父母が婚姻を解消した児童(ロ)父が死亡した児童

「児童手当」は、公的年金を受給している場合は支給されません。以上、三手当には、それぞれ所得制限があり、該当しない場合もあります。詳しいことは、福祉係へおたずねください。



今月は児童手当の支給月です
 十月から一月までの四ヶ月分を二月十日に各金融機関の受給者口座に振り込みしますので確認してください。